

○交通規制実施上申要領の制定について

(平成21年10月27日岩規制第643号警察本部長)

各 部 長

首 席 監 察 官

各 所 属 長

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成21年11月1日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「交通規制実施上申要領の制定について」(平成13年3月14日付け岩規制発第181号)は、廃止する。

別添

交通規制実施上申要領

交通規制実施の上申に際しては、交通規制基準等に照らして調査検討し、特別に指定した場合を除き、次の要領により上申するものとする。

1 「交通情報管理システム」による上申書類の作成

- (1) 交通規制の上申は、様式1「交通規制実施計画について(上申)」、様式2「交通規制上申一覧表」、様式3「交通規制台帳」、様式4「交通規制内容」、様式5「位置図」及び様式6「写真台紙」を作成の上、上申するものとする。
- (2) 様式1から様式6までの書類の作成及び上申は、「交通情報管理システム」に交通規制実施に必要な内容を入力して作成し、そのデータを交通規制課に送信して行うものとする。

2 「交通情報管理システム」の主な入力ボックスの内容と留意事項

- (1) 「上申番号」
「グループ選択」で選択した番号とすること。
- (2) 「グループ選択」
登録しようとする交通規制計画、内容により該当するものを選択すること。
- (3) 「上申年月日」
決裁日を入力すること。
- (4) 「規制選択」
上申する交通規制の新規、変更、廃止(解除)別に、該当するものを選択すること。
- (5) 「規制種別」「規制対象」「規制時間」
 - ア 上申する交通規制の種別は、「規制種別」ボックスに入力すること。
 - イ 規制対象車両は、対象車両は「規制対象」ボックス、除外車両は「除外車両」ボックスに、それぞれ分けて入力すること。
 - ウ 規制時間は、「規制時間」ボックスに入力すること。
- (6) 「規制番号」

既存の交通規制を変更又は廃止する場合は、当該交通規制の決定番号を入力すること。

(7) 「道路名」

道路管理者から確認して正確に入力すること。

(8) 「場所」

ア 二以上の路線にわたる区間であっても、道路形態から一区間として交通規制を行うことが合理的と認められるときは、路線数に関係なく一区間とすること。

イ 規制場所の特定は、区間規制にあっては規制の始点と終点の番地とし、地点規制にあっては規制地点の番地とすること。

① 始点、終点及び地点の取り方は、別記1「交通規制実施場所（番地）の取り方の基準」によること。

② 特定地点の番地は、住居表示区域にあっては住居表示とすること。

③ 大字、字、第〇〇地割等の文字の有無については、関係市町村から確認し欠略・誤記がないようにすること。

④ 地割、番地、番、号等の文字は、欠略することなく正確に入力すること。

⑤ 付近に住居表示がない場合は、目標となる建造物、その他の目標物等からの距離（例 〇〇地内〇〇橋東袂の東方120m地点）とすること。

⑥ 前記②及び⑤によりがたい場合は、関係市町村に照会し土地台帳等によって特定すること。

(9) 「署境・県境」

区間規制の始点又は終点が署境又は県境となる場合は、該当するものを入力すること。

(10) 「両側・片側」、「方位」

ア 区間規制を道路の両側に実施する場合は「両側」、片側のみに実施する場合は「片側」を入力すること。

イ 区間規制を片側のみに実施する場合は、次により規制する側の「方向」を入力すること。

① 「場所」ボックスの終点の末尾に、括弧書きで規制する側の方向を入力する。

（例1） 〇番〇地先（東側）

（例2） （道路が曲がっている場合） 〇番〇地先（東側・北側）

② 「方位」ボックスには、「場所」ボックスに括弧書きした方向と同じ方向を入力する。

(11) 「通称名」

通称名は、可能な限り地名、公的な施設、建造物等の名称を使用するものとするが、やむを得ず個人宅とするときは、姓のみ（例 高橋方前）とすること。

なお、規制場所に通称名をもつ既存の交通規制が実施されているときは、通称名を統一すること。

(12) 「距離」

ア 区間規制の距離は、実測値とすること。

イ 距離の測定は、原則として巻尺、ステッキメジャーを使用し、道路の中央を測定

すること。

なお、規制区間が長距離である場合は、電子地図（道路に沿って距離を測定する機能があるもの。）又は自動車を使用してトリップメーターによって測定しても差し支えないが、この場合は同一区間を2回測定し、その平均値とすること。

ウ 距離は、道路名別と市町村別の両方に入力すること。

エ 同一規制区間が二以上の道路名又は市町村にわたる場合は、各道路名及び市町村別毎の距離を測定して入力すること。

(13) 「理由」

ア 「理由」ボックスの上段に「対策」、下段に「要望」について、それぞれ該当するものを選択すること。

イ 「理由（具体的に簡記）」ボックスに、規制理由を50字以内で具体的に入力すること。

(14) 「道路状況」

道路幅員は、歩道（路側帯）と車道を含めた全幅とし、実測値とすること。

(15) 「交通量」

交通量は、自動車・二輪車・自転車・歩行者に分け、ピーク時1時間当たりの交通量又は12時間交通量（実態に近い交通量調査資料がある場合）とすること。

(16) 「交通事故」

交通事故件数は、過去6か月以内に発生した件数とし、事故類型別件数は、人身、物損を合わせた件数とすること。

(17) 「通行止め種別」

車両通行止め及びバス専用通行帯を実施する場合は、該当するものを選択すること。

(18) 「交差点番号」欄

信号機設置交差点に進行方向別通行区分、横断歩道及び自転車横断帯を実施する場合は、該当するものを選択すること。

(19) 「道路管理者意見」「地元関係者等意見」

ア 「道路管理者意見」は、公安委員会が道路管理者又は地方自治体の長等に対して意見聴取又は協議を行わなければならないこととなっている特定の交通規制を行うときは、必ず意見聴取又は協議を行い、その年月日、道路管理者側の担当者、了解の有無を入力すること。

イ 「地元関係者等意見」は、交通規制の種類に応じて、その影響を受けることとなる関係機関・団体、企業、地域の自治会及び住民等の意見を聴くとともに、交通規制の必要性、効果等について説明し、その年月日、対象者、了解の有無を入力すること。

(20) 「備考」

ア 横断歩道又は自転車横断帯を新設する場合に、同一交差点に既設の横断歩道又は自転車横断帯があるときは、その決定番号を入力すること。

イ その他参考となる事項を入力すること。

(21) 「交通規制計画図」

ア 交通規制計画図は、本システムの図面に必要事項を入力して作成すること。

イ 線規制区間の短縮・変更・分割等により図面が複雑になったり、線規制に関連する点規制の関連性が分かりにくい等の場合は、本システム上の図面を作成するほか、関連性が分かる図面を別途作成し報告すること。

(22) 「写真」

写真台紙は、本システムに關係写真を登録して作成すること。

(23) 上申書の文書番号等

様式1「交通規制実施計画について（上申）」の文書番号は、岩手県警察文書管理システムに文書登録した上、本システムの「上申書修正」→「書類内容登録」画面の「書類番号」ボックスに登録した文書番号、「書類年月日」ボックスに文書登録年月日を入力するほか、「道路標識整備設計調書」等の添付書類がある場合は「添付書類」ボックスに入力すること。

3 道路標識整備設計調書（様式7）

道路標識を整備して行う交通規制を上申する場合は、様式7「道路標識整備設計調書」を作成し、添付すること。

(1) 「上申番号」欄

上申番号は、様式4「交通規制内容」記載の上申番号と同一とすること。

(2) 「下図番号」欄

一連番号を記載すること。

(3) 「整備区分」欄

新設又は補修（既存の標識又は標識板の取り換え等を含む。）の別について、該当するものを○で囲むこと。

(4) 「道路名」欄

「様式4 交通規制内容」記載の道路名と同一とすること。

(5) 「目標物」欄

標識を設置する場所に最も近い目標物を、例えば「〇〇商店」、「〇〇会社裏」等と記載すること。

(6) 「型式」欄

路側式、大型柱、添架の別について、該当するものを○で囲むこと。

(7) 「所要資材」欄

ア 本板

標識の種類及び道路標識、区画線及び道路標示に関する訓令による標識番号を記載するほか、コンピューター利用による標識パーツの貼付又は標識ゴム印を押印し、必要枚数を記載すること。ただし、指定方向外進行禁止の標識で特殊な交差点形状の場所に設置するものについては、当該設置場所に合った図柄を記載すること。

イ 補助板

本板と同様に標識の種類、標識番号及び必要枚数等を記載すること。

ウ 標識柱等

標識柱、補助ポール、腕木金具、添架金具等の中から標識を設置する場所に最も適したものを選定し、別記3「資材・労務番号表」に基づき、その必要数を記載す

ること。この場合、他の工作物（電力柱、街路柱、電話柱等）への添架の可能性について検討し、可能な限り添架するように努めること。

(8) 「労務関係」欄

別記3「道路標識設置工事発注用部材・労務コード表」の労務関係の番号を記載すること。

(9) 「標識配列（取付図）」欄

交通規制基準等に基づき、配列順序等を記載すること。

(10) 「略図」欄

ア 設置場所が分かるように、上記(5)の目標物を明示しつつ正確に記載すること。

イ 略図には、上記(2)の下図番号と同一番号を記載すること。

4 信号機設置場所調書（様式8）

信号機の設置を上申する場合は、様式8「信号機設置場所調書」を作成し、添付すること。

(1) 「上申番号」欄

様式4「交通規制内容」記載の上申番号と同一とすること。

(2) 「通称名」欄

様式4「交通規制内容」記載の通称名と同一とすること。

(3) 「機種」欄

必要とする信号機の機種（定周期式、感応式、押ボタン式、一灯式等）を記載すること。

(4) 「所在地」欄

様式4「交通規制内容」記載の場所と同一とすること。

(5) 「設置順位」欄

自署における優先順位について記載すること。

(6) 「既設安全施設」欄

信号機を設置することにより移設又は撤去を必要とする既設の標識等の種類及び数量を記載すること。

(7) 「設置理由」欄

信号機の設置を必要とする理由については、具体的に記載すること。

(8) 「周辺施設等」欄

施設名及び人は、信号機の設置場所周辺にある幼稚園、学校等の施設名及び信号機を利用することとなる 予想人員数を記載すること。

(9) 「交通事故発生状況」欄

信号機設置場所における過去6か月以内に発生した人身及び物損の交通事故について、発生日時の順に記載すること。

(10) 「道路状況」欄

道路名、幅員、交通量等について記載すること。

なお、交通量はピーク1時間当たりの往復交通量を記載すること。

(11) 「設置場所図面」欄

交差点形状が分かるように記載し、更に、各道路ごとにピーク 1 時間当たりの各進行方向別交通量及び横断歩行者数を記載すること。

(12) 「現行交通規制」欄

前記「道路状況」欄に記載した道路の順に、「速度」欄に速度規制している場合の規制速度を記載するほか、「はみ禁」、「一時停止」及び「横断歩道」の各欄には、それぞれ規制の有無を記載すること。

(13) 「道路改良計画等」欄

道路管理者から道路改良計画の有無を確認し、計画がある場合は改良年月日及び改良内容を記載すること。

(14) 「参考事項」欄

信号機の設置に伴う参考事項があれば、その内容を簡記すること。

5 横断歩道設置設計調書（様式 9）

横断歩道の設置を上申する場合は、様式 9 「横断歩道設置設計調書」を作成し、添付すること。

(1) 「上申番号」欄

様式 4 「交通規制内容」記載の上申番号と同一とすること。

(2) 「通称名」欄

様式 4 「交通規制内容」記載の通称名と同一とすること。

(3) 「設置場所」欄

様式 4 「交通規制内容」記載の道路名及び場所と同一とすること。

(4) 「標識等」欄

信号機設置場所にあつては、信号機を○で囲むこと。その他の場所にあつては、該当する標識番号を○で囲むとともに、その必要枚数並びに標識柱等の種類及び必要本数を記載すること。

(5) 「標示工事」欄

ア 横断歩道の標示工事のため必要な車道幅員の測定にあつては、車道外側線が表示されている場所についてはその車道外側線の内側、車道外側線が表示されていない場所については当該場所の有効幅員を測定すること。

イ ゼブラ

(ア) ゼブラの長さについては、車道幅員が 1 2 メートル未満の場合は 3 メートル、1 2 メートル以上の場合は 4 メートルとする。

(イ) ゼブラの長さが路端寄りの隅切り等のため 4 メートル又は 3 メートルに満たない場合は、端数の長さを（ ）書きすること。

ウ 停止線

停止線の長さは、車道幅員の半分とするが、車道幅員がおおむね 3 メートル未満の場合は、その幅員の 3 分の 2 の長さとし、その長さを記載すること。

エ 予告標示

予告標示の必要個数を記載すること。

(6) 「設置場所図」欄

ア 設置場所図は縮尺によって作成し、現場の状況が詳細に分かるようにすること。
特に、交差点の隅切り曲線半径が大きい場合、横断歩道の両側の長さが異なる場所については、それぞれの幅員を明示すること。

イ 原動機付自転車の二段階右折を行うこととなる交差点については、原動機付自転車の滞留スペースを確保した上で横断歩道の位置を決定すること。

(7) 「その他の工事」欄

既設の横断歩道について、交差点改良その他の理由により移設又は標示の消去、標識の撤去等の工事を必要とする場合に、その必要とする事項を記載すること。

6 自転車横断帯設置設計調書（様式10）

自転車横断帯の設置を上申する場合は、様式10「自転車横断帯設置設計調書」を作成し、添付すること。

(1) 「上申番号」欄

様式4「交通規制内容」記載の上申番号と同一とすること。

(2) 「通称名」欄

様式4「交通規制内容」記載の通称名と同一とすること。

(3) 「設置場所」欄

様式4「交通規制内容」記載の道路名及び場所と同一とすること。

(4) 「標示工事」欄

ア 設置しようとする自転車横断帯の幅員を記載すること。

イ 自転車横断帯の長さ

自転車横断帯の帯線の長さの測定は、前記4(5)アに準じて行うこと。

(ア) 横断歩道と併設する場合は、自転車横断帯の帯線1本の長さを実測して記載すること。

(イ) 単独又は横断歩道があっても独立して自転車横断帯を設置する場合は、それぞれの帯線の長さを実測して記載すること。

ウ 信号標示板

信号機設置場所に設置する場合は、必要枚数を記載すること。

エ 自転車マーク

必要数を記載すること。

(5) 「設置場所図」欄

設置場所図は縮尺によって作成し、現場の状況が詳細に分かるようにすること。交差点の場合は、交差点の隅切り部の曲線半径及び長さ等が分かるように記載すること。

(6) 「標識」欄

信号機の設置されていない場所に設置する場合は、標識板の必要枚数並びに標識柱の種類及び本数を記載すること。

(7) 「歩道切下げの有無」欄

自転車横断帯の設置場所の歩道切下げの有無を記載すること。無と記載した場合は、道路管理者に切下げを要請するとともに、工事の見通し等を記載すること。

(8) 「備考」欄

上記以外で参考となる事項があれば、簡記すること。

7 その他の添付資料

上記1から6までに掲げたもののほか、上申書には次の資料を添付すること。

- (1) 速度規制については、実勢速度測定表及び規制速度設定時の基準速度と補正検討結果の資料
- (2) 交通規制対策協議会の開催結果報告書
- (3) 上申する交通規制に対する要望書、陳情書（反対陳情を含む。）等がある場合は、その写し。
- (4) 交通規制について、特に問題があると思われる箇所がある場合は、その現場写真。

8 参考資料

別記4「交通規制業務フローチャート」

様式 1

第 号
平成 年 月 日

保 存	5 年
廃 棄	H .

岩 手 県 警 察 本 部 長 殿
(交 通 規 制 課 長)

警 察 署 長

交通規制実施計画について（上申）
みだしのことについて、次のとおり上申する。

記

1 交通規制種別・上申件数

規 制 種 別	上 申 件 数				備 考
	新 規	変 更	廃 止	計	

2 添付書類

【この係： 警察署 警電 】

様式 4

交 通 規 制 内 容

上申番号:

		所 轄	
規制種別		規制番号	
		意思決定 年 月 日	
上申種別			
道 路 名		距 離	m
		距 離	m
規制区間 (場所)	A地点 () 署境 ()		
	B地点 () 側) 署境 ()	総合距離	
規制対象			
規制日時			
交通規制 状況等			
理 由			
規制詳細 内 容			
関係者の 意見等	道 路 管 理 者	聴取日	
	地 元 関 係 者 等	聴取日	
略 図			方位
			4 +
道 路 状 況	主道路	○ 道路全幅 ~ m ○ 車線幅員 m× 車線 ○ 歩道 m m	
		○ 路側帯 m m ○ 中央分離帯 ○ 車線中央線	
	従道路	○ 道路全幅 ~ m ○ 車線幅員 m× 車線 ○ 歩道 m m	
		○ 路側帯 m m ○ 中央分離帯 ○ 車線中央線	
備 考			
作 成 者	階級	氏名	警電
			-

様式 5

上申番号：

位 置 図	方 位
	4 +
詳 細 図	

様式 6

横断写真 1

横断写真 2


信号機設置場所調書

警察署	上申番号
-----	------

通称名		機種		設置場所図面(略図)									
所在地		設置順位											
既設安全施設		横断歩道 本 標識 本(灯火・反射)											
設置理由													
周辺施設等	幼稚園等	小学校	中学校										
	人	人	人	人	人								
交通事故発生状況	番号	年月日時	種別	死者	傷者	原因							
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
道路状況	番号	道路名	幅員(m)	交通量(台)	備考								
	1												
	2												
	3												
	4												
参考事項													
現行交通規制													
番号	道路名	速度	はみ禁	一時停止	横断歩道	※ 道路改良計画 交差点協議の有無 (交 叉 第 号) (平成 年 月 日付)							
1													
2													
3													
4													


横断歩道設置設計調書

警察署	上申番号
-----	------

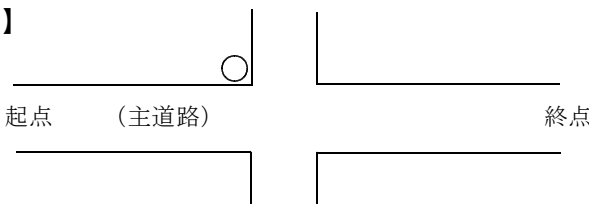
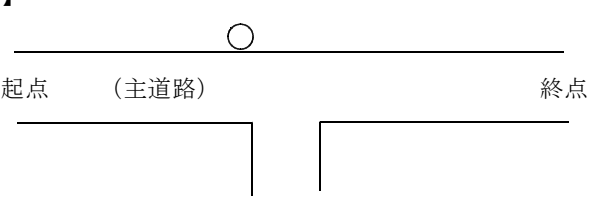
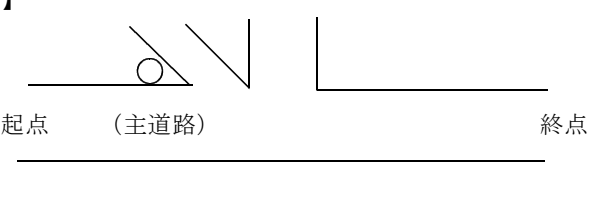
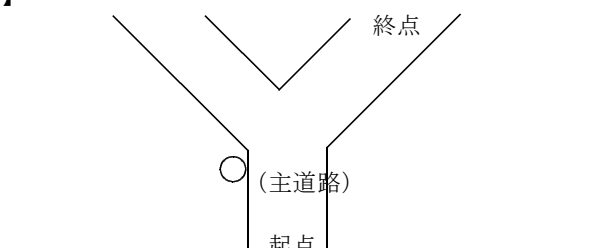
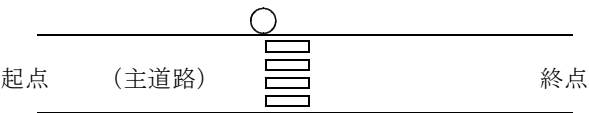
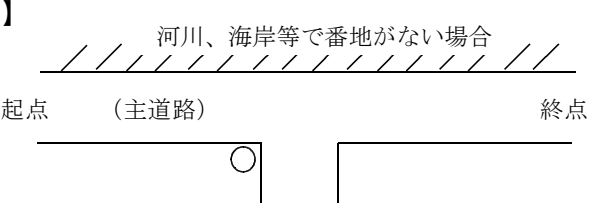
通称名										設置場所図								
設置場所	1	(線)																
	2	(線)																
	3	(線)																
	4	(線)																
	5	(線)																
標識等		信号機 407-A 407-B																
標示工事		ゼブラ			停止線			総施工数量	予告 標示 (2個1組)									
		長さ	本数	施工数量	幅	長さ	本数			施工数量								
	1	3m・4m	本	m	30・45cm	m	本	m	m	組								
	2	3m・4m	本	m	30・45cm	m	本	m	m	組	その他 の工事	1	標識の撤去(移設)		本	(大型・路側)		
	3	3m・4m	本	m	30・45cm	m	本	m	m	組		2	標示の消去		本	m	導流帯	m
	4	3m・4m	本	m	30・45cm	m	本	m	m	組		3	標示の施工		本	m	その他	m
5	3m・4m	本	m	30・45cm	m	本	m	m	組	3		標示の施工		本	m			
5	3m・4m	本	m	30・45cm	m	本	m	m	組									

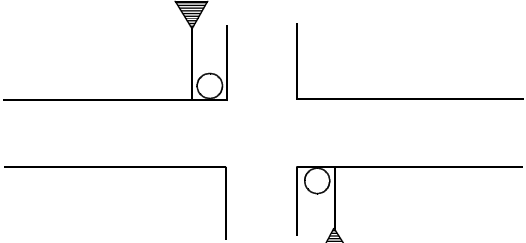
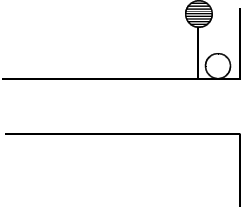
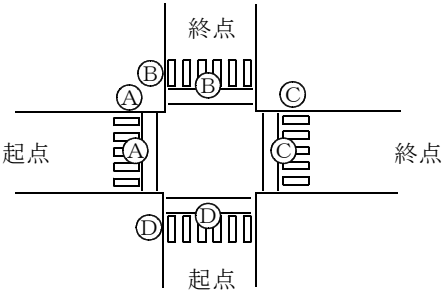
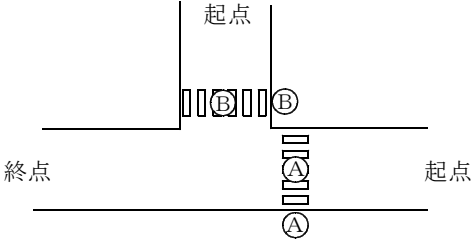
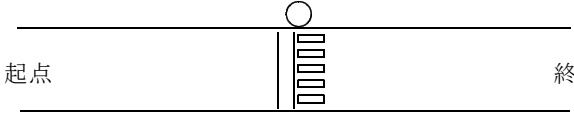
自転車横断帯設置設計調書

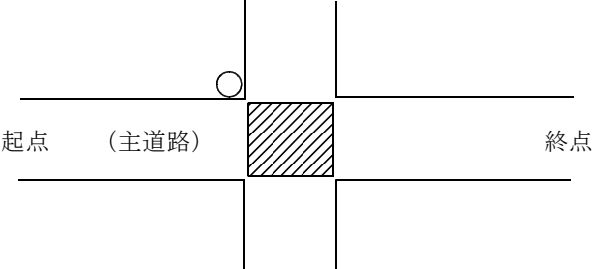
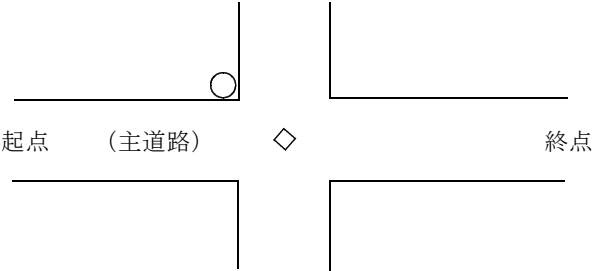
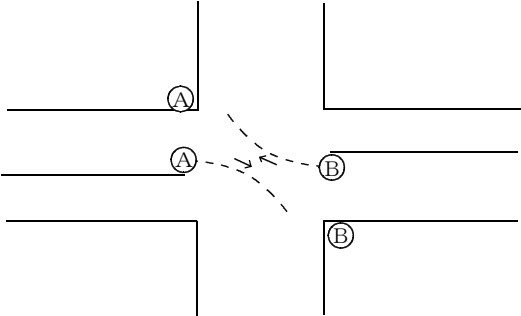
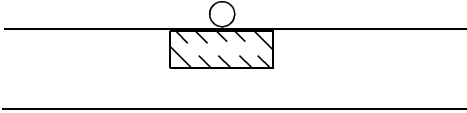
警察署	上申番号
-----	------

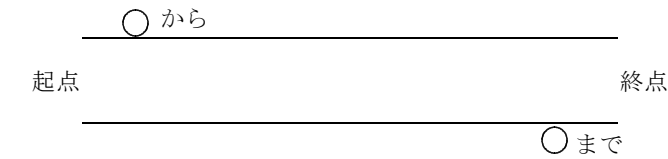
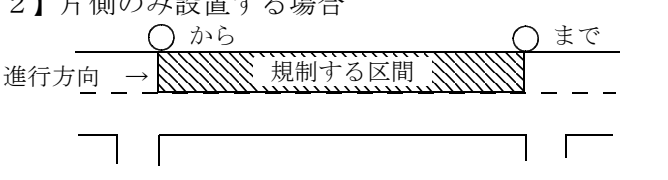
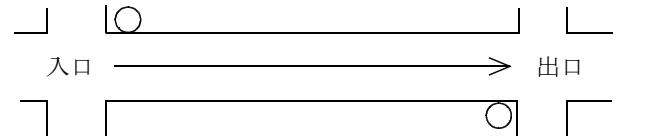
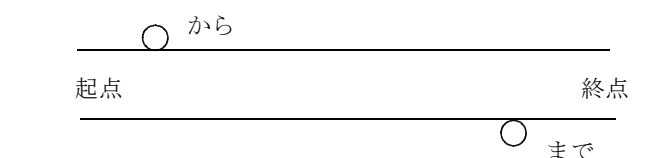
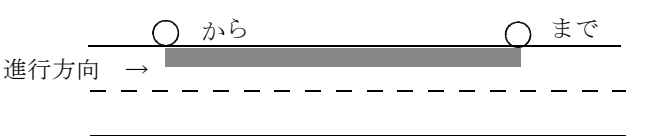
通称名		設置場所図					
設置場所	1	(線)					
	2	(線)					
	3	(線)					
	4	(線)					
	5	(線)					
標示工事		自転車横断帯の幅	自転車横断帯の長さ		信号標示板	自転車マーク	
			①	②			
	1	m	m	m	枚	箇	
	2	m	m	m	枚	箇	標識 407-2 枚 標識 本
	3	m	m	m	枚	箇	
4	m	m	m	枚	箇	歩道切下げの有無	
5	m	m	m	枚	箇	備考	

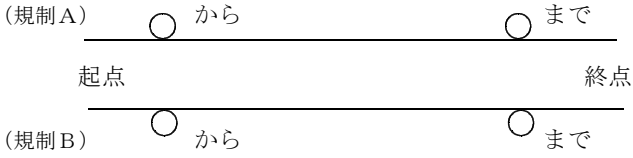
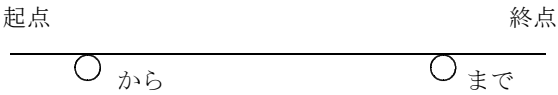
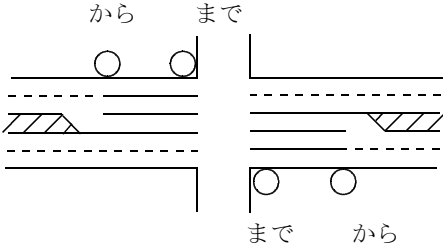
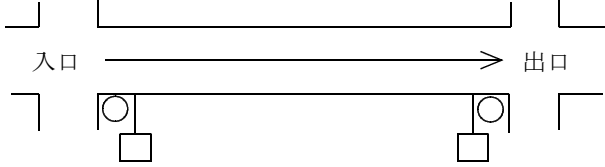
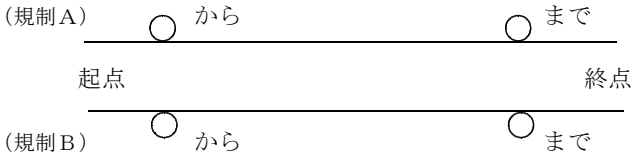
交通規制実施場所（地番）の取り方の基準

番号	規制種別	場 所
1	<p>○信号機</p> <p>○歩行者・自転車専用灯火</p> <p>○自転車専用灯火</p>	<p>主道路の起点から終点に向かって、設置する交差点の手前左側角の地番とする。</p> <p>単路の場合は、起点から終点に向かって、設置する場所の左側の地番とする。</p> <p>【例 1】</p>  <p>【例 2】</p>  <p>【例 3】</p>  <p>【例 4】</p>  <p>【例 5】</p>  <p>【例 6】</p> <p>河川、海岸等で番地がない場合</p> 

<p>2</p>	<p>○指定方向外進行禁止 ○一時停止</p>	<p>規制する交差点の手前左側角の地番とする。</p> <p>【例1】</p>  <p>【例2】</p> 
<p>3</p>	<p>○横断歩道 ○自転車横断帯</p>	<p>道路の起点から終点に向かって、設置する場所の左側の地番とする。</p> <p>【例1】</p>  <p>【例2】</p>  <p>【例3】</p> 

4	○歩行者斜め横断可	<p>主道路の起点から終点に向かって、設置する交差点の手前左角の地番とする。</p> 
5	○右左折の方法	<p>① 右折方法の中央標示 主道路の起点から終点に向かって、設置する交差点の手前左側角の地番とする。</p>  <p>② 右左折方法 通行方法を指定する道路の交差点の手前左側角の地番とする。</p> 
6	○停止禁止部分	<p>停止禁止する側の地番とする。</p> 

7	○踏切道通行禁止	鉄道会社の踏切道の番地とする。
8	○車両通行禁止 ○追越しのため右側部分はみ出し通行禁止 ○最高速度 ○転回禁止 ○駐停車禁止 ○駐車禁止	道路の起点から終点に向かって、始まりを左側、終わりを右側の地番とする。 片側のみ規制するときは、規制対象車両の進行方向に向かって順に始まり、終わりとし、規制する側の地番とする。 【例1】両側に設置する場合  【例2】片側のみ設置する場合 
9	○一方通行	一方通行の入口（始まり）左側と出口（終わり）右側の地番とする。 
10	○歩行者用道路 ○歩行者横断禁止 ○中央線 ○追越し禁止 ○立入り禁止部分 ○車両横断禁止	道路の起点から終点に向かって、始まりを左側、終わりを右側の地番とする。 
11	○専用通行帯	規制対象車両の進行方向に向かって順に始まり、終わりとし、規制する側の地番とする。 

<p>12</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自転車歩道通行可 ○自転車の歩道通行部分 ○歩行者用路側帯 ○駐停車禁止路側帯 		<p>道路の起点から終点に向かって順に始まり、終わりとし、規制する側の地番とする。 両側の歩道に設置する場合も、片側ずつ意思決定することとする。</p> <p>【例1】両側の場合</p>  <p>【例2】片側の場合</p> 
<p>13</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車両通行帯 ○進行方向別通行区分 		<p>規制対象車両の進行方向に向かって順に始まり、終わりとし、規制する側の地番とする。</p> 
<p>14</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駐車可 ・一方通行路の右側に駐車可の規制を行う場合 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車禁止区間に駐車可の規制を行う場合 		<p>一方通行の入口（始まり）と出口（終わり）とし、右側の地番とする。</p>  <p>規制対象車両の進行方向に向かって順に始まり、終わりとし、駐車可規制する側の地番とする。 両側に規制する場合も、片側ずつ意思決定することとする。</p> 

横断歩道施工数量換算表

ゼブラ長3m			ゼブラ長4m		
道路幅員	ゼブラ数	施工数量	道路幅員	ゼブラ数	施工数量
3.6m	4本	36m	11.7m	13本	156m
4.5m	5本	45m	12.6m	14本	168m
5.4m	6本	54m	13.5m	15本	180m
6.3m	7本	63m	14.4m	16本	192m
7.2m	8本	72m	15.3m	17本	204m
8.1m	9本	81m	16.2m	18本	216m
9.0m	10本	90m	17.1m	19本	228m
9.9m	11本	99m	18.0m	20本	240m
10.8m	12本	108m	18.9m	21本	252m
11.7m	13本	117m	19.8m	22本	264m
12.6m	14本	126m	20.7m	23本	276m
			21.6m	24本	288m
			22.5m	25本	300m
			23.4m	26本	312m
			24.3m	27本	324m
			25.2m	28本	336m
			26.1m	29本	348m
			27.0m	30本	360m

注1 ゼブラの長さは、道路幅員が12m未満の場合は3m、12m以上の場合は4mを基準とする。

2 停止線の幅は、道路幅員が12m未満の場合は30cm、12m以上の場合は45cmを基準とする。

3 ゼブラ施工量数は、換算表参照

4 停止線の施工数量は、15cm幅に換算した数量をいう。

例) 30cm幅4m長の場合、施工数量8m

45cm幅5m長の場合、施工数量15m

道路標識設置工事発注用部材・労務コード表

標識柱		補助ポール		腕木金具		添架金具		労務関係	
番号	規格	番号	規格	番号	規格	番号	規格	番号	規格
1	路側柱 76.3mmφ × 2.5m直柱	1	300mm	1	60.5mmφ × 76.3mmφ × 500mm	1	SIR-SP33	1	建植 大型柱 反射式
2	路側柱 76.3mmφ × 3.0m直柱	2	500mm	2	60.5mmφ × 76.3mmφ × 550mm	2	SIR33 IBT-408	2	建植 大型柱 灯火式
3	路側柱 76.3mmφ × 3.5m直柱	3	700mm	3	60.5mmφ × 76.3mmφ × 650mm	3	SIR33 IBT-412	3	建植 バタフライ
4	路側柱 76.3mmφ × 4.0m直柱	4	800mm			4	3BD-HD-12 SIR33	4	建植 路側柱
5	路側柱 76.3mmφ × 4.5m直柱	5	900mm			5	SID-18 IBT408	5	建植 L-1型
6	路側柱 76.3mmφ × 4.0m曲柱	6	1000mm			6	コの字金具	6	移設 大型柱 反射式
7	路側柱 76.3mmφ × 4.5m曲柱	7	1100mm			7	アングル 350mm	7	移設 大型柱 灯火式
8	路側柱 60.5mmφ × 2.5m直柱	8	1200mm			8	アングル 500mm	8	移設 バタフライ
9	路側柱 60.5mmφ × 3.0m直柱	9	1400mm			9	アングル 610mm	9	移設 路側柱
10	路側柱 60.5mmφ × 3.5m直柱	10	1500mm			10	アングル 650mm	10	移設 路側式 L-1柱
11	路側柱 60.5mmφ × 4.0m直柱	11	1700mm			11	アングル 680mm	11	撤去 大型柱(共通)
12	路側柱 60.5mmφ × 4.5m直柱	12	2000mm			12	アングル 1150mm	12	撤去 門型柱(パイプ式)
13	大型柱 テーパーポール反射式	13	2500mm			13	アングル 1250mm	13	撤去 門型柱(トラス式)
14	大型柱 テーパーポール灯火式					14	アングル 1300mm	14	撤去 路側柱(路側柱・電柱添架)
15	大型柱 テーパーポールバタフライ					15	アングル 1350mm	15	標識板取付(取外)(大型標識 オーバーハング)
16	大型柱 F-1型 反射式 1型					16	L-2型金具	16	標識板取付(取外)(大型標識 信号柱添架)
17	大型柱 F-1型 反射式 2型					17	ガードレール用取付金具 76.3用	17	標識板取付(取外)(大型標識 オーバーヘッド)
18	大型柱 F-1型 反射式 3型					18	ガードレール用取付金具 60.5用	18	標識板取付(取外)(路側標識 路側柱・電柱添架)
19	大型柱 F-1型 反射式 4型							19	補助板取付(取外)(大型標識 共通)
20	大型柱 F-1型 灯火式 1型							20	補助板取付(取外)(路側標識 路側柱・電柱添架)
21	大型柱 F-1型 灯火式 2型							21	標識板取替(付替)(大型標識 オーバーハング)
22	大型柱 F-1型 灯火式 3型							22	標識板取替(付替)(大型標識 信号柱添架)
23	大型柱 F-1型 灯火式 4型							23	標識板取替(付替)(大型標識 オーバーヘッド)
24	大型柱 F-1型 バタフライ式							24	標識板取替(付替)(路側標識 路側柱・電柱添架)
25	路側柱 L-1型							25	補助板取替(取替)(大型標識 共通)
								26	補助板取替(取替)(路側標識 路側柱・電柱添架)
								27	大型柱交換
								28	撤去 信号柱添架(大型標識)
								29	添架金具取付(大型標識)
								30	添架金具取付(路側標識)

交通規制業務フローチャート

